

愛知県環境審議会水質部会（平成20年度第2回） 会議録

1 日時

平成21年3月3日(火) 午後1時30分から午後3時40分まで

2 場所

愛知県自治センター 大会議室（4階）

3 出席者

（1）委員（10名）

木村部会長、小嶋委員、清水委員、石附専門委員、井上専門委員、浜島専門委員、湯地専門委員、一藁特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課長）、中田特別委員（代理：中部運輸局交通環境部環境課長）、前崎特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課課長補佐）

（2）事務局（12名）

（愛知県環境部）山本技監

（水地盤環境課）藤野課長、石田主幹、宗宮主幹、石黒課長補佐、元田課長補佐、平野主査、横井主査、吉田主任、桑山主任、中根技師

（環境調査センター）永草水圏部長

4 傍聴人

1名

5 議事

- ・会議録への署名は小嶋委員、清水委員が行うこととなった。

（1）矢作川水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

- ・本案件については、愛知県環境審議会運営規程第5条第1項の規定に基づき、部会の決議をもって審議会の決議とできるよう、事前に環境審議会会長から同意を得ていることについて、木村部会長から説明があった。

- ・資料1及び2について事務局から説明があった。

< 質疑応答 >

[井上委員]「特別域のあてはめを必要とする情報はなかった」とのことだが、どのような情報があれば特別域になるのか。また、乙女川の上流は生活環境項目の類型が指定されていないから今回類型指定を行わないとのことだが、なぜ生活環境項目の類型が指定されていないのか。

[事務局] 特別域は水産資源保護法に規定する保護水面になっている箇所や、産卵場として漁協など地域で保護している箇所が該当する。景観的に産卵場になりそう

というだけでは特別域に指定しない。

生活環境項目の類型指定については、水道水源、自然環境保全、水産、水浴など水域の利用目的の適用性に合わせて設定している。

[井上委員] 漁業の対象にならない生物でも、重要な生物の産卵場は環境部局で把握して特別域に指定すべき。

[事務局] おっしゃるとおりで、地域を代表する種があり、そこで生育するという場がきちんと位置付けされていれば検討の対象になってくる。

[小嶋委員] パブリック・コメントを受けて修正した文章(資料1の7ページ 番号1)が分かりにくい。

[事務局] いただいた御意見を尊重したため、分かりにくい表現になった。

[木村部会長] 表現の問題であるので、事務局で表現を修正していただきたい。

[木村部会長] パブリック・コメントの意見に対する県の考え方は公表するのか。資料1の5ページ 番号11の県の考え方にある「具体の水域」は一般的には使わない表現である。

[事務局] 県の考え方は公表する。一般の方が理解しやすい表現に修正する。

[小嶋委員] 資料2の4ページ 表5について、出典そのままの表なのか、手を加えているのか。魚介類の名前を限定して挙げているが、余裕を持たせなくてもよいのか。

[事務局] 環境省が示した表は、繁殖時の適水温など細かい情報もあったが、それについては省略した。魚介類の種については、元の表には「～など」という表記はなく、これらの種に限定されている。なお、出典の表記が不適切であるので修正する。

[井上委員] パブリック・コメントの中でも、国の指定した魚介類に加えて県独自のものも対象に加えるべきという意見もあったし、その考え方の方がよいのではないか。資料2 参考資料2の1ページで、ニッコウイワナを生物A該当種として整理している。愛知県の考え方としては、環境省が決めたもの以外でも重要な種があれば、それも含めると解釈していく方がよい。

[事務局] 表5に入っていないから、環境基準の保全の対象でないという訳ではない。類型をAとBに分けるにあたって、そこが温水域か冷水域かどうかを生息している生物で判断するということである。今回はヒアリングや文献調査、現地調査を行い、その中で出てきた生物種で冷水域、温水域を判定できる情報が十分得られたため、あえて地域固有の種を追加して検討するまでに至らなかったという考えである。

[小嶋委員] 本当は生物Aに該当する水域なのに、たまたま生物Aに該当する魚がいなかったから生物Bになるということはあるのか。

[事務局] 現地調査だけでなく、地元の漁協や専門家へのヒアリングで確認しているの

で、そのようなことはないと思う。

・事務局から答申案（資料 2）の修正箇所の確認

・ 4 ページ 表 5

出典の丸括弧の表記を、1 行上のかぎ括弧の後（「より作成」の前）に挿入

・ 4 ページ 下から 2 行目～最下行

「本調査において把握されたデータで特別域の当てはめを必要とする情報はなかった」を「本調査からは特別域の当てはめを必要とする情報はなかった」に修正

また、他の河川の同じ表記の箇所についても同様に修正

・ 14 ページ 1 行目

「類型指定について」を「類型指定について」に修正

・各委員からは異議はなく、上記 3 点を修正の上で答申とする旨決議された。

（ 2 ）平成 21 年度公共用水域及び地下水の水質測定計画について

・資料 3 及び 4 について事務局から説明があった。

< 質疑応答 >

[井上委員] 公共用水域水質調査の特殊項目のフェノール類と、水生生物の保全に係る要監視項目のフェノールは同じものか。

[事務局] フェノール類は、フェノールの構造を持った複数の物質が該当するが、フェノールは正にフェノールのみで、厳密には区別している。

本来であれば、フェノール単体を要監視項目として調査すべきであるが、過去に実態調査を県内で行ったところ、フェノールについては検出されなかったことから、現在は調査を省略している。ただし、フェノール類全体として調査を行い、状況を把握している。

[井上委員] フェノールの代わりにフェノール類で監視していると理解するが、クロロホルム、ホルムアルデヒドと調査回数が違うことについて何か理由はあるのか。

[事務局] 平成 16 年度から 18 年度までに行った実態調査で、指針値を超えた場合は年 4 回、指針値以下であるが指針値の 2 分の 1 を超えている場合は年 2 回、指針値の 2 分の 1 未満であるが検出はされた場合は年 1 回の頻度で計画上に位置付けている。

[井上委員] 特殊項目についても同様か。

[事務局] 資料 3 の 6 ページにあるように、発生源の立地状況を勘案して地点を定め、年 2 回以上を基本としている。ただし、調査は県の他、国などが行っているため、年 4 回又は年 2 回となっている。

[清水委員] 資料 4 の 1 ページにある通日調査について、年 1 回から 3 回とあるが、時

期的にはいつか。また、通年調査と一般調査の違いがよく分からない。

資料3の表1で、流量観測の総数は変わらないが、内容として豊川等水域の回数を庄内川等水域に移しているように見えるが、これはローリングなのか。その他の理由があるのか。

[事務局] 調査の名称については、環境省の通知をそのまま記載している。通日調査の時期は、流況が比較的安定する秋季に行っている。通年調査と一般調査の違いは、前者は類型指定されている河川、海域での調査、後者は類型指定はされていないが監視のために必要と判断して実施している調査である。

流量観測の地点が変更されているのは、水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を行うための調査を今年度豊川等水域で実施したが、来年度は庄内川等水域に移行するためである。

[湯地委員] 地下水の定期モニタリングについて、この調査は汚染が見つかることで始まり、条件を満たしてから何年間か続くものであり、時間が重要である。本日の資料3にはある程度情報があるが、計画にはいつ汚染が起きたかという情報が入っていない。入れた方がよいのではないか。

[事務局] 結果の公表時には記載している。計画への記載は検討する。

(3) その他

- ・環境部技監あいさつ